

# 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の 改正内容の検討について

## 関係資料

資料3-1 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の改正内容  
の検討について(要旨)

資料3-2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の改正内容  
の検討について(詳細)

資料3-3 多数離職届様式(案)

資料3-4 高年齢者雇用状況報告書様式(案)

資料3-5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の改正内容  
の検討について 参考資料

## 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の改正内容の検討について（要旨）

### 1. 概要

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）により改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律 68 号。以下「法」という。）の施行に伴い、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和 46 年労働省令第 24 号）について、所要の整備を行うもの。

### 2. 検討内容

- (1) 法第 10 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める者  
法第 10 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める者は、事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第 9 条第 2 項の契約に基づき雇用する者とする。
- (2) 創業支援等措置の実施に関する計画  
事業主が創業支援等措置を講ずる場合において、当該措置の実施に関する計画を作成し、当該計画について過半数労働組合等の同意を得ることとする。また、当該計画に記載すべき事項及び当該計画を労働者に周知する方法を定めることとする。
- (3) 過半数代表者  
法第 10 条の 2 第 1 項に規定する労働者の過半数を代表する者の選出手続を定める。
- (4) 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める場合等  
法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める場合は、高年齢者が定年後又は法第 9 条第 1 項第 2 号の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後に、新たに法人を設立し、当該法人が新たに事業を開始する場合とする。  
また、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、この場合における法人とする。
- (5) 高年齢者就業確保措置の実施に関する計画  
高年齢者就業確保措置の実施に関する計画（※）に関して、計画の記載事項、提出の方法及び作成勧告の方法について定める。  
※法第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が高年齢者就業確保措置の実施に関する状況が改善していない事業主に対して作成勧告を行うもの。
- (6) 再就職援助措置及び多数離職届の対象となる高年齢者等の範囲  
法により 70 歳までの高年齢者就業確保措置を事業主の努力義務とすることに伴い、再就職援助措置及び多数離職届の対象となる高年齢者の範囲の見直しを行う。
- (7) 過半数代表者の規定の準用  
(3)の事項について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 4 第 2 項に規定する労働者の過半数を代表する者並びに第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 4 第 2 項の事業主について準用する。
- (8) 権限の委任  
法第 10 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する厚生労働大臣の権限を、都道府

県労働局長及び事業主の主たる事務所を管轄する公共職業安定所の長に委任する。

(9) 多数離職届

(6)の範囲の見直しを行うことに伴い、その報告様式についても所要の改正を行う。

(10) 高年齢者雇用状況報告書

事業主に毎年1回報告を義務付けている様式について、法により新設される高年齢者就業確保措置の実施状況及び個々の高年齢者への適用状況等を報告事項に追加する。

(11) その他所要の規定の整備

### 3. 根拠法令

法第10条の2第1項及び第2項、第10条の3第2項及び第3項、第15条第1項、第16条第2項、第17条、第52条第1項並びに第54条

### 4. スケジュール（予定）

施行期日：令和3年4月1日

## 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の改正内容の検討について（詳細）

### 1. 概要

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）により改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律 68 号。以下「法」という。）の施行に伴い、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和 46 年労働省令第 24 号）について、所要の整備を行うもの。

### 2. 検討内容

#### (1) 法第 10 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める者

法第 10 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める者は、事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第 9 条第 2 項の契約に基づき雇用する者としてすることとする。

#### (2) 創業支援等措置の実施に関する計画

① 事業主は、法第 10 条の 2 第 2 項の創業支援等措置（以下「創業支援等措置」という。）に関する計画を作成し、当該計画について労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意を得るものとする。

② ①の計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- a 法第 10 条の 2 第 4 項の高年齢者就業確保措置（以下「高年齢者就業確保措置」という。）のうち、創業支援等措置を講ずる理由
- b 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する委託契約その他の契約又は同項第 2 号に規定する委託契約その他の契約（以下「契約」という。）に基づいて高年齢者が従事する業務の内容に関する事項
- c 契約に基づいて高年齢者に支払う金銭に関する事項
- d 契約を締結する頻度に関する事項
- e 契約に係る納品に関する事項
- f 契約の変更に関する事項
- g 契約の終了に関する事項（契約の解除事由を含む。）
- h 諸経費の取扱いに関する事項
- i 安全及び衛生に関する事項
- j 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- k 法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号ロ又はハに規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約を締結し、当該契約に基づき高年齢者の就業を確保する措置を講ずる場合においては、当該社会貢献事業を実施する法人その他の団体に関する事項
- l a から k までに掲げるもののほか、創業支援等措置の対象となる労働者の全てに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

- ③ 事業主は法第 10 条の 2 第 1 項ただし書の同意を得た①の計画を、次に掲げるいずれかの方法によって、各事業所の労働者に周知するものとする事。
  - a 常時当該事業所の見やすい場所へ掲示し、又は備え付ける事。
  - b 書面を労働者に交付する事。
  - c 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する事。

### (3) 過半数代表者

- ① 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この(3)において「過半数代表者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする事。
  - a 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でない事。
  - b 法第 10 条の 2 第 1 項ただし書の同意を行う過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでない事。
- ② ①の a に該当する者がいない場合にあっては、過半数代表者は、①の b に該当する者とする事。
- ③ 事業主は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない事とする事。
- ④ 事業主は、過半数代表者が法第 10 条の 2 第 1 項ただし書の同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない事とする事。

### (4) 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 項の厚生労働省令で定める場合等

- ① 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める場合は、高年齢者が定年後又は法第 9 条第 1 項第 2 号の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後に、新たに法人を設立し、当該法人が新たに事業を開始する場合とする事とする事。
- ② 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、一の場合における法人とする事とする事。

### (5) 高年齢者就業確保措置の実施に関する計画

- ① 法第 10 条の 3 第 2 項に規定する高年齢者就業確保措置の実施に関する計画（以下「計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする事。
  - a 計画の始期及び終期
  - b 計画の期間中に実施する措置及びその実施時期
  - c 計画の期間中及び終期における定年又は高年齢者就業確保措置の対象となる年齢の上限
- ② 計画の作成に関する勧告は、文書により行うものとする事。

- ③ 事業主は、計画を作成したときは、遅滞なく、これをその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が2以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第792条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。）の長に提出しなければならないとすること。

(6) 再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等

- ① 法第15条第1項前段の厚生労働省令で定める者は、45歳以上70歳未満の者であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- a 日々又は期間を定めて雇用されている者（同一の事業主に6月を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。）
  - b 試みの使用期間中の者（同一の事業主に14日を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。）
  - c 常時勤務に服することを要しない者として雇用されている者
  - d 事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第9条第2項に規定する契約に基づき雇用する者（③のd、e又はgの理由により離職するものを除く。）
  - e 事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第10条の2第3項に規定する契約に基づき雇用する者（③のf又はgの理由により離職するものを除く。）
- ② 法第15条第1項後段の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとすることとする。
- a 事業主が法第9条第2項の特殊関係事業主との間で同項に規定する契約を締結し、当該契約に基づき特殊関係事業主に雇用される者（③のbの理由により離職するものに限る。）
  - b 事業主が、他の事業主との間で法第10条の2第3項に規定する契約を締結し、当該契約に基づき他の事業主に雇用される者（③のcの理由により離職するものに限る。）
  - c 創業支援等措置に基づいて事業主と法第10条の2第2項第1号に規定する委託契約その他の契約又は同項第2号に規定する委託契約その他の契約を締結する者
  - d 創業支援等措置に基づいて、法第10条の2第2項第2号ロ又はハの事業を実施する者と同号に規定する委託契約その他の契約を締結する者
- ③ 法第15条第1項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとすることとする。
- a 定年（65歳以上のものに限る。）
  - b 法第9条第2項の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達したことによる離職（65歳以上のものに限る。）
  - c 高年齢者就業確保措置（定年の引上げ及び定年の定めを廃止を除く。fにおいて同じ。）の対象となる年齢の上限に達したことによる離職

- d 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 78 号）附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 2 項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる離職
- e 法第 9 条第 2 項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる離職（65 歳以上のものに限る。）
- f 高年齢者就業確保措置の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる離職
- g 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の事業主の都合

(7) 過半数代表者の規定の準用

(3)の①及び②は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 4 第 2 項に規定する労働者の過半数を代表する者について、(3)の③及び④は第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 4 第 2 項の事業主について準用することとすること。

(8) 権限の委任

法第 10 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長及び事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任することとすること。

(9) 多数離職届

多数離職届の対象となる高年齢者等の範囲の見直しに伴い、様式第 1 号を改めるものとする。【別添】様式第 1 号

(10) 高年齢者雇用状況等報告書

法により新設される高年齢者就業確保措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を報告事項に追加することに伴い、様式第 2 号を改めるものとする。【別添】様式第 2 号

(11) その他

- ① この省令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとすること。
- ② その他所要の規定の整備を行うこととすること。

3. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

多数離職届

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第6条の2第2項の規定により、下記のとおり届けます。

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

事業主	氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)								印
	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	〒(    —    )					電話番号 (    )		
① 多数離職に係る事業所	① 名称				② 事業の種類				
	② 所在地								
	③ 労働者数		人		④ ③のうち45~69歳の者の数		人		
② 届出の対象となる離職が生ずる年月日又は期間	年 月 日から		③ 離職者数	性別	45~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	計
	年 月 日まで			計	人	人	人	人	人
				男	人	人	人	人	人
				女	人	人	人	人	人
① 氏名	② 職種	③ 年齢	④ 性別	⑤ 離職年月日	⑥ 離職理由	⑦ 住所	⑧ 再就職の希望の有無	⑨ 再就職先予定の有無	
記入担当者	所属部課				氏名	印			

多数離職届

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第16条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

事業主	氏名 <small>(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</small>								印
	住所 <small>(法人にあつては主たる事務所の所在地)</small>	〒(    —    )					電話番号 (    )		
① 多数離職に係る事業所	④ 名称					⑥ 事業の種類			
	⑤ 所在地								
	⑦ 労働者数	人		⑧ ⑦のうち45歳～64歳の者の数		人			
② 届出の対象となる離職が生ずる年月日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで	③ 離職者数	性別	45歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	計		
			計	人	人	人	人		
			男	人	人	人	人		
			女	人	人	人	人		
① 氏 名	② 職 種	③ 年 齢	④ 性 別	⑤ 離 職 年 月 日	⑥ 離 職 理 由	⑦ 住 所	⑧ 再 就 職 の 希 望 の 有 無	⑨ 再 就 職 先 予 定 の 有 無	
記入担当者	所属部課					氏名	印		

改正案

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

## 高年齢者雇用状況等報告書

正

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。  
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	-----										②(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)	-----											
	③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	〒( )										電話番号 ( )												
	④法人番号																							
事業の種類	⑤産業分類番号	事業の具体的内容 ( )										⑥労働組合の有無	<input type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	⑦雇用保険適用事業所番号										
	⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)																						
定年制の状況	⑨定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし																						
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 ( <input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ) 関連会社等 <input type="checkbox"/> ニ) その他の会社) →b 対象 → <input type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象 ( 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 ・基準(65歳未満)の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・基準(65歳以上)の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入 → <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象 ( 歳まで雇用 ・基準の根拠( <input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・基準(65歳以上)の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)																						
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) →内容( <input type="checkbox"/> イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ) 上限年齢の引き上げ <input type="checkbox"/> ニ) その他) <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし																						
⑫創業支援等措置(65歳以上における業務委託・社会貢献)	⑫創業支援等措置(65歳以上における業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置 ( <input type="checkbox"/> イ) 業務委託 <input type="checkbox"/> ロ) 自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) →b 過半数労働組合等の同意 ( <input type="checkbox"/> イ) 同意を得ている <input type="checkbox"/> ロ) 同意を得ていない) →c 対象 → <input type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象 ( 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象 ( 歳まで就業支援 ・基準の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない(運用により起業支援等を実施)																						
	⑬創業支援等措置の改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) →内容 ( <input type="checkbox"/> イ) 対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ) 上限年齢の引き上げ <input type="checkbox"/> ニ) その他) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし																						

⑭66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況		<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている →（ <input type="checkbox"/> イ）該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> （ロ）上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →（ <input type="checkbox"/> イ）導入予定あり <input type="checkbox"/> （ロ）検討中 <input type="checkbox"/> （ハ）66歳以上まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> （ニ）予定なし							
⑮常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
⑯過去1年間の離職者の状況（うち女性）		解雇等による45歳以上69歳未満の離職者数 _____人（うち女性 _____人） うち求職活動支援書を作成した対象者数 _____人（うち女性 _____人）							
⑰過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）  （うち女性）	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f) 継続雇用の終了による離職者数			
	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）  （うち女性）	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 就業確保措置終了による離職者数
	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )
⑲過去1年間の経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係）  （うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d))	(b) 継続雇用終了者数（継続雇用の更新を希望しない者）			(c) 継続雇用者数（基準に該当し引き続き継続雇用された者）		(d) 継続雇用終了者数（基準に該当しない者）		
	( 人 )	( 人 )			( 人 )		( 人 )		
⑳過去1年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用状況（70歳までの就業確保措置関係）  （うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d))	(b) 継続雇用等終了者数（継続雇用等の更新を希望しない者）			(c) 継続雇用等の対象者数（基準に該当し引き続き継続雇用等された者）		(d) 継続雇用等終了者数（基準に該当しない者）		
	( 人 )	( 人 )			( 人 )		( 人 )		
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職				氏名	

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年7月15日）

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

現行

高年齢者雇用状況報告書

正

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。  
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

事業主	①(フリガナ) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)		②(フリガナ) 代表者氏名 (法人の場合)					
	③住所 [法人にあっては主たる事業所の所在地]		〒( ) ( ) ( )		電話番号 ( ) ( ) ( )		FAX番号 ( ) ( ) ( )	
事業の種類	④産業分類番号	事業の具体的内容	⑤労働組合の有無	<input type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	⑥雇用保険適用事業所番号			
	⑦定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)						
定年制の状況	⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし						
継続雇用制度の状況	⑨継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a継続雇用先 ( <input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ 親会社・子会社等(以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ 関連会社等 →b対象 → <input type="checkbox"/> イ 希望者全員を対象( 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 基準の根拠( <input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入 → <input type="checkbox"/> ロ 基準に該当する者を対象( 歳まで雇用 基準の根拠( <input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)						
	⑩継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より) →内容( <input type="checkbox"/> イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ニ その他) <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし						
⑪66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている →( <input type="checkbox"/> イ) 該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> ロ 上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →( <input type="checkbox"/> イ) 導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ 検討中 <input type="checkbox"/> ハ 66歳以上まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ 予定なし							
⑫常用労働者数(うち女性)	総数	~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳~
	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)
⑬過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 人(うち女性 人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 人(うち女性 人)							
⑭過去1年間の定年到達者等の状況(うち女性)	(a)定年到達者の総数((b)+(c)+(e))	(b)定年退職者数(継続雇用を希望しない者)	(c)継続雇用者数	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f)継続雇用の終了による離職者数		
	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)
⑮過去1年間の改正法に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況(うち女性)	(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数((b)+(c)+(d))	(b)継続雇用終了者数(継続雇用の更新を希望しない者)	(c)継続雇用者数(基準に該当し引き続き継続雇用された者)	(d)継続雇用終了者数(基準に該当しない者)				
	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	
高年齢者雇用推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職	氏名			

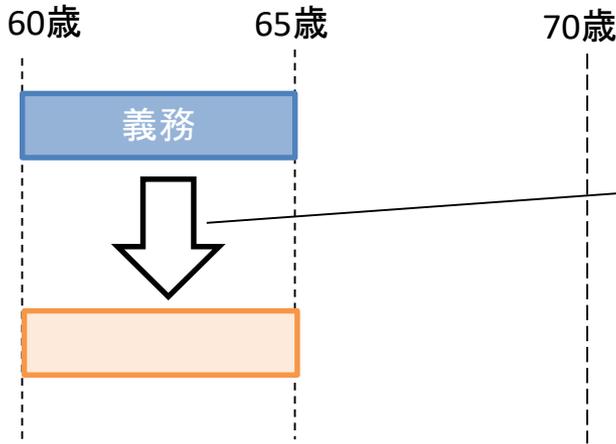
※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

# 再就職援助措置の対象者

資料3-5

現行

9条  
(雇用確保措置の義務)



15条  
(再就職援助措置)

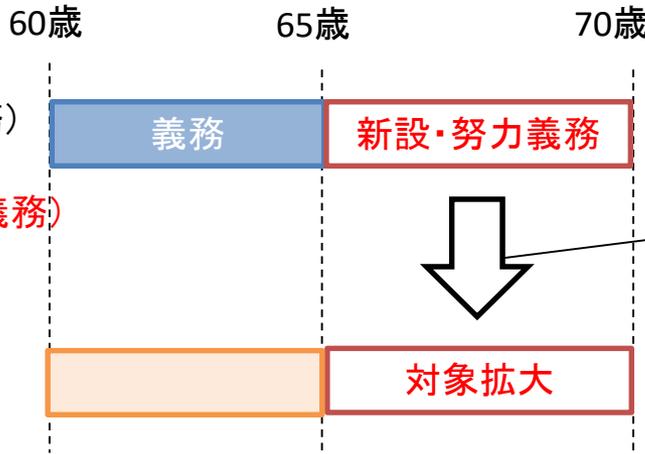
再就職援助措置の対象(45歳以上65歳未満の者)  
:9条の義務を達成しても離職することとなる者

具体的な離職理由

- ・解雇(自己責任の場合除く)
- ・継続雇用制度の基準に該当しなかったことによる離職
- ・その他事業主の都合による離職

改正後

9条  
(雇用確保措置の義務)



10条の2  
(就業確保措置の努力義務)

15条  
(再就職援助措置)

再就職援助措置の対象(45歳以上70歳未満の者)  
:①10条の2の努力義務を達成しても離職することとなる者

②10条の2の努力義務を達成していない(措置を実施する努力はしている)ことにより離職することとなる者

具体的な離職理由

①関係

- ・解雇(自己責任の場合除く)
- ・継続雇用制度または創業支援等措置の基準に該当しなかったことによる離職
- ・その他事業主の都合による離職

②関係

- ・定年(65歳以上のものに限る)
- ・継続雇用制度または創業支援等措置の基準に該当しなかったことによる離職
- ・継続雇用制度または創業支援等措置の年齢の上限に達したことによる離職